

装官会第197号

27.10.1

一部改正 装官会第7889号

31.4.11

一部改正 装官会第5286号

令和3年3月30日

一部改正 装官会第17614号

令和6年9月25日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官 殿
装備政策課長
事業計画官
技術戦略課長
調達企画課長
需品調達官
施設等機関の長

長官官房会計官

(公印省略)

物品管理機関の代行機関の設置に伴う事務範囲及び事務の指定並びに事務処理要領について（通知）

標記について、防衛装備庁の物品管理に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第10号）（以下「訓令」という。）に基づき代行機関の事務範囲は別紙第1及び別紙第2とし、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第9条第6項の規定に基づく事務の指定は別紙第3及び別紙第4のとおり定める。

また、代行機関の事務処理要領については、別紙第5のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙第 1

別紙第 2

別紙第 3

別紙第 4

別紙第 5

物品管理官及び物品管理官代理の代行機関

部局	物品管理官の 代行機関	物品管理官代理 の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長 官官房会計官 付総括班用度 係長	防衛装備庁長官 官房会計官付総 括班用度係長	防衛装備庁の所掌事務に係る物品管理に関する事務のうち、次の各号に掲げる物品管理に関する事務 1 物品の管理換の措置に関すること。 (1) 防衛装備庁内の管理換に係る協議 (2) 管理換票の作成 2 物品の取得、製造及び修理等に関する措置の請求に関すること。 (1) 物品購入及び製造の調達要求 一件（予算額）60万円をこえないもの (2) 物品の修理の調達要求 一件（予算額）20万円をこえないもの (3) 工事及び雑役務の調達要求 一件（予算額）60万円をこえないもの (4) 印刷製本及び定期刊行物の調達要求 一件（予算額）60万円をこえないもの (5) 借料及び損料の調達要求 一件（予算額）60万円をこえないもの (6) 学会費の支払いについての調達要求（伺い承認後の要求） (7) 立替払をした者に対する支払の調達要求（伺い承認後の要求） (8) その他 下記以外の調達要求

			ア 他省庁からの振替予算科目 による物品及び役務の調達要 求 イ 国の所有に属する自動車等 の交換に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 0 9 号）に規定 する物品の要求 3 物品の寄附受、借受、譲与、貸与 及び寄託の決定後の措置に関するこ と。 4 物品の受け入れ命令、払出命令、 受領命令及び返納命令に関すること 5 不用決定を行った物品の処分に関 すること。 6 物品の現況調査に関すること。
--	--	--	---

分任物品管理官及び分任物品管理官代理の代行機関

部 局	分任物品管理官の代行機関	分任物品管理官代理の代行機関	事 務 の 範 囲
防衛装備庁 の各研究所	航空装備研究所 にあつては、管理部会計課長 陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所にあつては、総務課課長補佐(会計) 防衛イノベーション科学技術研究所にあつては、総務・会計ユニットユニット長補佐(会計)	航空装備研究所 にあつては、管理部会計課長 陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所にあつては、総務課課長補佐(会計) 防衛イノベーション科学技術研究所にあつては、総務・会計ユニットユニット長補佐(会計)	防衛装備庁の所掌事務に係る物品管理に関する事務のうち、次の各号に掲げる物品管理に関する事務 1 物品の管理換の措置に関すること。 (1) 防衛装備庁内の管理換に係る協議 (2) 管理換票の作成 2 物品の取得、製造及び修理等に関する措置の請求に関すること。 (1) 物品購入及び製造の調達要求 一件(予算額) 30万円をこえないもの (2) 物品の修理の調達要求 一件(予算額) 10万円をこえないもの (3) 工事及び役務の調達要求 一件(予算額) 30万円をこえないもの (4) 印刷製本及び定期刊行物の調達要求 一件(予算額) 30万円をこえないもの (5) 借料及び損料の調達要求 一件(予算額) 30万円をこえないもの (6) 学会費の支払いについての調達要求(伺い承認後の要求) (7) 立替払をした者に対する支払の調達要求(伺い承認後の要求) (8) その他

			下記以外の調達要求 ア 他省庁からの振替予算科目 による物品及び役務の調達要求 イ 国の所有に属する自動車等 の交換に関する法律（昭和2 9年法律第109号）に規定 する物品の要求 3 物品の寄附受、借受、譲与、貸与 及び寄託の決定後の措置に関するこ と。 4 物品の受け入れ命令、払出命令、 受領命令及び返納命令に関すること 5 不用決定を行った物品の処分に関 すること。 6 物品の現況調査に関すること。
--	--	--	---

物品管理官及び物品管理官代理が自ら処理する事務の指定

部 局	物品管理官	物品管理官代理	事 務 の 範 囲
防衛装備庁	防衛装備庁長 官官房会計官	防衛装備庁長官 官房会計官付会 計管理官	代行機関の事務の範囲のうち、物品管理官（代理を含む）が自ら処理する事務の指定は、次の各号の事務とする。 1 物品の管理換の措置に関すること。 (1) 他機関との管理換の協議 (2) 訓令第 13 条 2 項の供与物品及び貸与物品 2 物品の取得、製造及び修理等に関する措置の請求に関すること。 (1) 中央調達に関する調達要求書 (2) 物品購入及び製造の調達要求 一件（予算額）60 万円をこえるもの (3) 物品の修理の調達要求 一件（予算額）20 万円をこえるもの (4) 工事及び雑役務の調達要求 一件（予算額）60 万円をこえるもの (5) 印刷製本及び定期刊行物の調達要求 一件（予算額）60 万円をこえるもの (6) 借料及び損料の調達要求 一件（予算額）60 万円をこえないもの (7) その他の調達要求 - ア 他省庁からの振替予算科目による物品及び役務の調達要求 - イ 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律（昭和 29 年

			法律第 109 号) に規定する物品の要求
--	--	--	-----------------------

分任物品管理官及び分任物品管理官代理が自ら処理する事務の指定

部 局	分任物品管理官	分任物品管理官代理	事 務 の 範 囲
防衛装備庁の各研究所	航空装備研究所にあっては、管理部長 陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所にあっては、総務課長 防衛イノベーション科学技術研究所にあっては、総務・会計ユニット長)	各研究所長	代行機関の事務の範囲のうち、分任物品管理官（代理を含む）が自ら処理する事務の指定は、次の各号の事務とする。 1 物品の管理換の措置に関すること。 (1) 他機関との管理換の協議 (2) 訓令第 13 条 2 項の供与物品及び貸与物品 2 物品の取得、製造及び修理等に関する措置の請求に関すること。 (1) 中央調達に関する調達要求書 (2) 物品購入及び製造の調達要求 一件（予算額）30 万円をこえるもの (3) 物品の修理の調達要求 一件（予算額）10 万円をこえるもの (4) 工事及び雑役務の調達要求 一件（予算額）30 万円をこえるもの (5) 印刷製本及び定期刊行物の調達要求 一件（予算額）30 万円をこえるもの (6) 借料及び損料の調達要求 一件（予算額）30 万円をこえないもの (7) その他の調達要求 ア 他省庁からの振替予算科目による物品及び役務の調達 イ 国の所有に属する自動車等の交

			換に関する法律（昭和 2 9 年法律 第 1 0 9 号）に規定する物品の要 求
--	--	--	--

- (例)

代行機関専決処理		※本官決裁に変更した場合には、代行機関専決処理印は抹消しない。				
受理番号	第 号					
受理月日	月 日	調 達 要 求 書				決裁月日 年 月 日
所 長	管理部長	会計課長	課長補佐	業務係長	調達係長	担 当 者